

総務常任委員会

平成26年2月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○小林 誠	中川 靖広
吉野 俊明	嶋田 善行	小野 隆雄
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	福居 哲也
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	真弓 啓
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	山崎 善之	生涯学習課長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	荒木 浩司

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、吉野委員

委員長

おはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中川委員、吉野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

冬季企画展は、来週の2月27日から3月18日までを会期といたしまして、「法起寺の歴史をさぐる—法起寺出土瓦展—」と題して開催いたします。当展示会では、法隆寺が所蔵されている法起寺より出土した瓦の展示を通じて、法起寺の歴史についてひろく紹介してまいりたいと考えております。

次に、文化財活用センターの運営委員会についてであります。

1月28日に運営委員会を開催し、今年度の展示会や入館者の状況を報告するとともに、来年度の展示会の開催を中心とした文化財活用セン

ターの事業についてご意見を賜ったところであります。

特に、本年度まで毎年、年4回の展示会を開催してきたところでありますが、来年度からは展示会の回数を減らして、その分、十分に準備期間を設け、展示内容の充実をさせて、より内容のある展示会とすべきであるとのご意見を賜りました。こうしたことから、展示計画や資料調査等の準備にじっくりと取り組み、展示内容を充実させるとともに、展示会にあわせた記念講演会等の関連事業を積極的に展開させていくこととし、来年度からは、春と秋の年間2回の展示会の開催としてまいりたいと考えております。なお、これまで長らく実施しております文化財関係の調査・研究の速報展は、引き続き文化財センター展示棟の情報コーナーにおいて、ミニ展示会として実施してまいります。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備であります。

12月13日に整備検討委員会を開催し、実施設計にかかるご指導を賜ったところであります。その主なものといたしましては、塔・金堂の基壇に車椅子の方でも登れるようにスロープを設置すること、また、南側の塔基壇の整備について、発掘調査では礎石は確認できておりませんが、礎石を配置しなければ来訪者は塔跡であることを理解しにくいことから礎石を復元することとなり、その配置については基壇の規模が法輪寺の三重塔と近いことや中宮寺跡の心柱と同じく心柱をささえる心礎が地下にあることなどから法輪寺の礎石位置を参考にし、また、礎石については、現在の中宮寺に中宮寺跡のものと考えられる礎石があり、それを参考に復元することなどであります。

1月に地元説明会を行いました。1月11日には幸前自治会と東里自治会に、1月18日には芝ノ口東自治会に行っております。幸前自治会の一部の方から、史跡中宮寺跡の下流域で大雨時に水路があふれるのでそれを解消してほしいとの要望がありました。それに対する町の考え等を資料1により説明いたします。まず、下流域であふれる場所ですが、資料1の下に緑色で示しております東西の水路ですが、この水路の表示のもう少し東側で水路が溢れるという状況でございます。今回、史跡地内の整備でできること、資料1の右下の水色で示した、今残っており貯水に活用されていない池を調整池として整備し、緑色と黄色で示

しております史跡地内を南北に通っている水路を、黄色の箇所を廃止し、水色で示しております中央で東側へ新しい水路を設け、今まで直接下流域の水路に流れていたものを一旦調整池に貯めて下流域の水量を減らすようにしている旨を説明しております。

また、国の補助金の関係で今年度の一部工事に着手しなければならないことから、現在、進入路の南側、資料1の赤色で示しております箇所450㎡において盛土を行う工事について、先日の13日に入札の執行を行ったところであります。落札者は株式会社水野組斑鳩営業所で、落札額は2,793,000円であります。工期は2月14日から3月24日までであります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 この池から、課長、どこへ流れてるん。

生涯学習 課長 この池からは、この一番下に緑色で示しておりますこの水路に流れている、今、状況でございます。今後も洪水吐から出る水についてはこの水路へ一旦落とすということで。しかし、計算上では、この池で100年確率の雨水で、雨量でももつという計算でやっております。

中川委員 その池が溢れ出るちゅうんか、水路へ流れる量溜まってしもたら、今の現状と一緒にんちゅうんかなと思うねんけど。これで解消はできるといふことで計算できてあんの。

委員長 清水教育長。

教育長 今、課長説明申しあげましたように、100年の確率で、大雨のときでも、この調整池に十分貯水できる量はいけると。その後、雨がやんだ

段階で徐々に既製の水路に流れていくという方向になりますので、今の状態よりも少なくともこの中宮寺史跡内の水路については、いつ時に出る水は少なくなるということでございます。

委員長 ほかにございませんか。 中西議長。

議 長 改良区の関係でちょっと言わせてもらいたいですねんけど。この今の池に入れて、上のあの緑の水路ありますやんか。これからずっと池水のとときにこのルート流して行って下のほう、農地のほうに水持っていくねんけども、その場合、ここで100年確率と絞ったたら、用水的に、容量的にはいけるのかな。水送るの。

委員長 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長 通常の場合は溜めるような状況にはしなくて、そこから排水できるようにさせていただきます。大雨のときだけ、そのその排水口を閉めてそこに溜めさせていただくということで考えおりますので、よろしくご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。小野委員。

小野委員 この黄色の部分の、流れないようにして、それで芝ノ口かやったかな、要望のあった緑の、南側のほうで溢水するということを防御しようということなんですがね、この水、現況水路というのは今もずっと、今までからここを流れてきたということで理解してよろしいんですね。

生涯学習
課長 今の南側の水路につきましては、現状ずっと流れてきている水路でございませう。黄色は、北側から緑色を通過して、黄色を通過して、この一番下の緑色の水路へ通って東へ流れていくという経路でございませう。

小野委員 それが今までからの水路の流れということで理解してよろしいですね。

そしたらね、今、議長からも地区の水利組合のほうからということでも聞いておられましたけど、私はそれに対しては素人ですけど、水路、利水路ですかね、それについてはいろいろな田んぼへ水引くなり、順番もあって、水争いっていかそういうことも厳しいように聞いていますしね。今まで黄色で合流していた現在の水路のところ、これから、この地点で利用されていた水田についてはね、逆流させるようなことになってくるのかなと、そのようにも素人考えで単純に思うんですがね。その点とかをね、きちっとやっぱり協議してもうてあのかとか、そういう計算もね、100年どうのこうのという話だけじゃなくて、やはり田園地域ですので、水利権についてはしっかりと協議してもらわんなら、簡単にこうやってしまってね、そこへ水が入りにくくなったというような苦情がきても困ると思うんですがね。その点はどうなんですかね。

委員長 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 この水路の付替えにつきましては、地元、東部土地改良区のほうと協議をいたしまして、了解を得ているところでございます。

小野委員 了解っていうのがね、それで今までから順番に水を張っていくのに同じような形でとれるのかといたら、考えてみたら、この黄色で合流しているところから、その下流ですか、それについてはもっと下流からしかこれ、水が入らないと思うんですが。それらは水利組合のほうできちっと処理してもらえるようにはなっとるのかね、ちょっとその点。

委員長 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 この黄色から東側へ、南側で東側へ流れている水路につきましては、この間、住宅地ですので、そこで水をとられるということとはございません。もっと下流のほうで、法隆寺南のほうへ行ったときに用水がいるということで、理解のほうお願いしたいと思います。

小野委員 そうしたらまあ、これ住宅地だから、この水路に面してはないけど、この水路からね、南側へ、この今合流させるところより、の間に、南側の住宅地を越えての水路というのはないんですか。

生涯学習 それもございません。

課長

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時14分 休憩)

(午前 9時15分 再開)

委員長 それでは再開いたします。

ほかに質疑、ご意見等ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 活用センターの展示を年4回から2回に縮小するという事だったと思うんですけども、その理由ですね、より、どう言うんですか、深くするために縮小するという事なんですけど、今まではそうしたら、どう言うんです、あんまり深く検討されなかったということですか。検討いうのかな、資料あたってなかったということなんですか。

生涯学習 今までもいろいろと検討しながら、運営委員会の意見も聞きながらやってきたんですけども、先日の運営委員会におきまして、展示について、今まで以上に時間をかけてじっくりと調査研究をした中で、展示に対しての説明文とかですね、そういうものを今よりも詳しく作成して、効果があるような、今まで以上に効果があるようにやっていって、どれかに絞って長く継続していくと、来られる方にリピーターにもなってもらえる、そういう方が土台となっていくことによって効果があるのではないかということ、ご意見を賜りました。ということから、今までもそういう時間をかけてやっておったんですけども、やはり2か月に1回ずつのペースでやっていかななくてはならないので、それよりももっと深く研究して、充実のある展示会にしたらどうかというご意見を賜っ

たことから、こういう考えをしているわけでございます。

嶋田委員 わかりました。

当初はね、多くの来館者に来てもらおうということで、春、夏、秋、冬ですか、展示して、とにかく広く知ってもらうんやと、広く来てもらうんやという趣旨でやられていたように思うんですけども、そこら辺の兼ね合いはどうなんですかね。

生涯学習課長 22年の3月からずっと、展示会を年4回やってきたわけなんですけれども、先ほど言いましたように、やはりどれかに絞って長く継続していくことによって来られる方にリピーターになってもらえるということを考えて、効果的な充実した展示会とするようにという運営委員会の意見でございました。

嶋田委員 はい、わかりました。

そしたら、例えばですよ、来館者の数が減ってきたということであれば、またそこは考えなおす、という言い方おかしいな、また新たな試行をされるという考えでよろしいんですか。

委員長 清水教育長。

教育長 おっしゃるようになりますね、来館者の数については気になるところでございまして、これを年4回を年2回にすることによって大幅に減っていくとか、期待したほどリピーターが来ないとかいった事態になりましたら、状況を見る中で、また運営委員会のほうにもそういった状況をお示ししながら、何らかの改善策、提案をしながらですね、そういうふうを考えます。

今の運営委員会の委員さんの中のご意見では、来館者の数を維持することも一方では大事であるというようなご認識は持っていただいておりますので、その後減っていくと、ちょっとずつ減っていくということについては、決していいとは考えてはおられないわけでございますの

で、その点については、そういった状況になりましたら、当然、こちらからも一定の提案を投げかける中で、いろいろなご意見を賜りながら運営をしていくと考えています。

委員長

私のほうもこの点については気になっていまして、もともと文化財活用センターを作る前に、総務委員会としてもいろいろ他の自治体を視察する中で、やっぱり催し物がないと来館客数が減っていつているという状況の中で、こうして町のほうでも工夫していただいて、年4回ということでやっていただく中で、毎年毎年、来館客数がふえてきているというところについては評価させていただいております、今回、1回そういう形で2回でやってみたいということでもありますので、どんな充実のしかたをされるのかというのは見させていただく形になるかと思えますけども、それはやっぱり今、委員さんからもおっしゃられたように、来館客数についてもしっかりと動向を見ていただきたいと思います。その動向を見る中で、どういう形がいいのか更に工夫をしていただきたいと思いますというふうに申しあげておきたいと思えます。

ほかにございませつか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町協働のまちづくり指針及び斑鳩町協働のまちづくり条例(素案)のパブリックコメントについて、理事者の報告を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長

斑鳩町協働のまちづくり指針及び斑鳩町協働のまちづくり条例(素案)のパブリックコメントについて、ご説明を申しあげます。

初めに、斑鳩町協働のまちづくり指針についてご説明させていただきます

ます。お手元にお配りをいたしております資料の2-1と資料の2-2をご覧ください。

資料の2-1は斑鳩町協働のまちづくり指針2014概要版、資料の2-2は斑鳩町協働のまちづくり指針2014であります。

斑鳩町協働のまちづくり指針につきましては、昨年11月の当総務常任委員会におきましてご説明をさせていただき、昨年12月にパブリックコメントを実施いたしました。

指針案のパブリックコメントの結果につきましては1件のご意見がありました。指針案の内容を変更するようなご意見ではありませんでしたので、2月12日に開催されました斑鳩町協働のまちづくり推進委員会におきまして、資料2-1と資料2-2のとおり取りまとめ、斑鳩町協働のまちづくり指針を策定いたしました。

指針の内容につきましては、以前にご説明をさしあげておりますので、省略をさせていただきますが、今後の予定といたしましては、本年4月に資料2-1、斑鳩町協働のまちづくり指針2014概要版を町内全戸配布する予定でございます。

続きまして、資料の2-3をご覧ください。

斑鳩町協働のまちづくり条例につきましては、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会で条例の素案として取りまとめられました。

この条例の素案につきましては、本年3月にパブリックコメントを実施し、住民皆さまの声を聞いた上で、協働のまちづくり推進委員会から町に対し、条例案として提言される予定であり、6月議会での上程を予定しております。

それでは、斑鳩町協働のまちづくり条例の素案についてご説明をさせていただきます。まず、資料の2-3の1枚目、冒頭でございます前文をご覧ください。

協働のまちづくりについては、第4次斑鳩町総合計画において重点施策として掲げており、この条例を制定するにあたって、その趣旨や理念を強調するためにこの前文を設けております。

ここでは、歴史文化遺産や歴史的町並みや、豊かな自然と固有の風情、たたずまいを醸し出す環境を、かけがえのない共有の資産として後世に

引き継ぐとともに、誰もが住んでよかったと思えるまちづくりを進めるため、住民と行政が協働のまちづくりに取り組むために、この条例を制定する、としております。

それでは、主な制定内容について、条例素案の要旨をもってご説明をさせていただきます。資料2-3の3枚目の要旨をご覧ください。

みんなが活躍する住みよいまちの実現を目指し、住民、住民活動団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりに取り組むことにより、第4次斑鳩町総合計画に掲げる「住民と行政の協働によるまちづくり」を推進するため、協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めるものであります。

1. 主な制定内容についてであります。

(1) 目的（第1条関係）についてであります。住民、住民活動団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力のある地域社会の実現を図るものであります。

次に、(2) 定義（第2条関係）についてであります。①住民とは、町内に在住又は在勤若しくは在学する者、②住民活動とは、営利を目的とせず、住民が自発的に行う社会貢献活動。ただし、宗教、政治に関する活動を目的とするものは除く、③住民活動団体とは、NPO法人、ボランティア団体及びその他住民活動を行う団体、④事業者とは、町内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人、⑤行政とは、町長その他の執行機関、⑥協働とは、住民、住民活動団体、事業者及び行政が、共通の目的を達成するため、役割分担しながら連携、協力して公共的又は公益的な課題に取り組むことと定めております。

次に、(3) 基本理念（第3条関係）についてであります。多様な主体がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深めながら対等な関係で協働のまちづくりを推進することと定めております。

次に、(4) 第4条関係から次のページの(7)の第7条関係までは、住民、住民活動団体、事業者及び行政それぞれの主体ごとの役割について定めており、(4) 住民の役割（第4条関係）についてであります。協働のまちづくりの主体であることを認識し、協働のまちづくりの参加

に努めることと定めております。

(5) 住民活動団体の役割（第5条関係）についてであります。活動の社会的意義を認識し、協働のまちづくりの推進に寄与するとともに、広く住民にその活動が理解されるように努めることと定めております。

(6) 事業者の役割（第6条関係）についてであります。地域社会の一員として、協働のまちづくりについての理解を深め、その推進に努めることと定めております。

(7) 行政の役割（第7条関係）についてであります。協働のまちづくりを推進するため、情報の提供及び支援体制の整備に努めるとともに、住民及び職員の協働意識の醸成を図るよう努めることと定めております。

次に、(8) 第8条から(11) 第11条までは、協働のまちづくりで取り組む事項について定めております。

(8) 情報の共有（第8条関係）についてであります。住民、住民活動団体、事業者及び行政は、協働のまちづくりに関する情報を相互に提供することにより、情報の共有に努めるとともに、個人情報の保護に配慮すると定めております。

(9) 活動拠点の確保（第9条関係）についてであります。行政は、協働のまちづくりと住民活動を支援するため、活動拠点の確保に努めることと定めております。

(10) ボランティア参加への支援（第10条関係）についてであります。行政は、住民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、住民と協働で、総合的な情報提供及び学習・活動の機会の提供に努めることと定めております。

(11) 協働のまちづくり事業への支援（第11条関係）についてであります。行政は、協働のまちづくりを推進するため、住民活動が活発に行われる環境づくりに努め、協働のまちづくり事業を支援することと定めております。

(12) 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会の設置（第12条関係）についてであります。斑鳩町協働のまちづくり推進委員会につきましては、現在、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例に基づき設置

しているところでございますが、斑鳩町協働のまちづくり条例の制定に伴い、当該推進委員会の設置について、本条例第12条に規定することとし、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例は廃止するものでございます。

①の目的についてであります。住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置するものでございます。

②委員会の所掌事務についてであります。ア この条例の適切な運用及び見直しに関すること、イ 斑鳩町協働のまちづくり指針に関すること、ウ その他住民と行政との協働を推進するために必要な事項に関することと定めております。

③組織についてであります。ア 委員数は10名以内、イ 委員構成は、学識経験のある者、住民活動団体関係者、公募による者、次のページをご覧ください。その他町長が必要と認める者と定めております。

④任期についてでございますが、委員の任期は2年、⑤委員長についてであります。委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。委員長は会務を総理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると定めております。⑥会議についてであります。委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。委員の半数が出席しなければ、開くことができないと定めております。

⑦庶務についてであります。委員会の庶務は総務部総務課が所掌することと定めております。

次に、(13) 委任(第13条関係)についてであります。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

次に、2の施行期日等についてであります。

(1) 施行期日につきましては、本年6月議会への上程を予定しており、ご議決をいただきました後に公布・施行してまいりたいと考えております。

次に、（２）関係条例の廃止についてであります。先ほどご説明させていただきましたように、本条例第１２条において、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会の設置に関する規定を定めることから、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例は廃止するものであります。

次に、（３）経過措置についてであります。①斑鳩町協働のまちづくり推進委員会につきましては、本条例第１２条の規定により置かれた委員会となり、引き続き存続するものとし、また、②の委員及び委員の任期につきましても、本条例の規定による委員とみなし、任期は、旧条例による残任期間と同一の期間とします。

なお、この条例の素案につきましては、３月にパブリックコメントを実施し、住民の皆さまの声を聞かさせていただく予定となっております。

以上、協働のまちづくり指針の策定及び協働のまちづくり条例素案のご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 ちょっと違うのかなと思うんですけど、先日ね、新聞記事で、上牧町でまちづくり基本条例を策定して３月議会にということ、ちょっと記事が載っていたと思うんですがね。そのときは、議会もね、執行機関と議会というようにして、その条例の中に組み入れられているような感じで書かれていたんですよ。議会は、この協働する時に、どういう形でとっているのいいのかなと、今、ふと思ったんですけど、その点、どんなところに、まあ議会人が、議会がどうしますのというのはおかしいと思うんですけど、ちょっとはっきりとさせておきたいかなと思います。その点、どうでしょうか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 ここで書かれております執行機関とは、町の執行機関、例えば行政委員会であります選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、

農業委員会等の執行機関で想定をしております。議会については議決機関ということでございますので、ここでは想定していないということでございます。

小野委員 わかったるわ、これ。執行機関でないのわかったるわ。だから聞いているねん。まちづくりのこの中でね、議会はどういう形をとらんないかんのかっていうことを聞いているわけで、執行機関でないちゅうのは十分わかっています。議決機関ですから。

だから、例えば条例の制定についての議決機関としての役割だけですか、同じようにまちづくりについてね、協働する、そういう機会がないのかということを知っているんです。その点、どうなんですか。

総務課長 推進委員会のほうにもご報告をさしあげまして、議会ともご相談申し上げるかどうかということで、委員会のほうに諮らせていただきたいというふうに考えております。

小野委員 そういう話をしているのと違うねん。

せやからね、推進委員会云々じゃなくてね、議会はどういう立場を取らせてもうたらよろしいんですかということだけをただ単に聞かせてもうてますのでね、そういうようなことを、ちょっと答えてほしい。

委員長 池田副町長。

副町長 すみません。一般的に協働のまちづくり条例は先進地でもいろいろ作られております。そうした中で、これについては、この本文にありますように、行政と住民さんとの協働ですよというふうになっております。それで、もし議会、個人個人の議員さんが、例えば協働で、自分が何かボランティアをしたいですよとなったときには、当然住民として参加していただくということになります。議会としてボランティアするのではなくて、やっぱり住民としてはそのときは一緒にこういう住民活動をしましょうと、そういう前提となっておりますので、いろいろな先進地に

についても、ここには議会というのは入ってきておらないということでございます。

それで今、お尋ねの上牧町については、あくまであれはまちづくり基本条例となつてまいりますので、上牧町の場合は行政と、あそこには議会という言葉入れておられます。そこだけちょっとご理解をいただきたいと思いますので。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 今回、条例の素案についてパブコメを実施するっていうのが今まで経験のなかったことですが、パブコメをいただくっていうこと自体、いいと思うんです。ただ、住民の皆さん、なんでそういうことをするのかっていうのはやっぱりよく説明していただかないと、なかなかわからないと思いますので、その辺のところも周知の中で工夫をしていただいて、お願いしたいと思います。 池田副町長。

副町長 確かに言われているように、今までは要綱とか、例えば景観関係の要綱とかありましたらパブコメも実施いたしております。条例については今までなかったですが、やっぱりこれからはいろいろなところでも条例とか、大事な条例とか、住民さんにかかわる条例というのはパブコメを実施していこうと。そういうことでいろいろなまちづくり条例、自治基本条例も作られて、そういうことを義務付けておるわけです。全体的にしようということで。これも住民さん、非常に大事な関わりですので、事前にパブコメを実施していくということでなっております。

それで今、委員長言われたように、なんでこれを実施するかというのは、当然個々に説明文をつけてより理解していただくように努めたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(2) 奈良県広域消防組合に関する平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町に係る協定書について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、奈良県広域消防組合に関する平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町に係る協定書についてご報告をさせていただきます。

お配りをいたしております資料3をご覧くださいながらご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

奈良県広域消防組合同規約（以下「規約」という。）別表第1及び別表第2の区分のうち西和（以下、「区分西和」という。）を構成する町で協定すべき事項について、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町（以下「西和構成町」という。）は、区分西和で協議すべき事項について以下のとおり協定を締結する。

第1条は、議会の議員について定めております。

規約第5条に規定される組合議員について、区分西和から選出する組合議員の選出方法は、下表のとおりとする。

区分西和から選出する組合議員の数は4名となっており、各年度において、町長選出2名、議会議員選出については議長2名とし、各年度において、同一の町から町長、議長が重複選出しないようにされております。

平成26年度では、平群町長、上牧町長、斑鳩町議会議長、河合町議会議長の4名を選出することとされております。

次のページをご覧ください。

第2項では、議員の任期について定められており、組合議員の任期は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とされております。

第3項では、任期途中で欠員となった場合は、西和構成町の長のうちから選出する議員については、他の町長のうちから互選により選出し、

町議会議員から選出する議員については、前任者の在籍した町の副議長とし、前任者の残任期間を継承するとされております。

第2条は、運営協議会の委員について定められており、規約第13条第2項に規定される運営協議会の委員は、西和消防署の所在する町の長とする。

なお、西和消防署の所在する町は王寺町で、区分西和から王寺町長を奈良県広域消防組合運営協議会委員に選出することとされております。

また、奈良県広域消防運営協議会は、組合の事務に関する重要事項を審議するため設置されることから、当該運営協議会開催に合わせ必要に応じ、西和7町の各町長、議長をメンバーとする広域消防西和地区報告会を開催し、新組合に関する報告を行うとともに、意見集約、提案等のとりまとめを行うというふうにされております。

第2項は、委員の任期について定められており、委員の任期は、当該町の長として在任する期間とする。

第3項は、職務代理について定められており、委員に事故があったとき又は欠けたときは、当該委員を除く西和構成町の長のうちから互選された者がその職務を代理するとされております。

第3条は、経費の負担について定められており、区分西和に課せられる分担金を按分する西和構成町ごとの負担割合は、普通交付税の算定の基礎となった消防費に係る基準財政需要額の構成比により算定する。

第2項は、前項の基準財政需要額は、組合予算の属する会計年度の前年度の基準財政需要額によるものとする。

第3項は、基準財政需要額による負担割合のほか特に必要と認められるものにあつては、西和構成町の長の協議により定めることとされております。

第4条は、本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、西和構成町の長による協議のうえ対処するものとされております。

次のページをご覧ください。上記を証するために、本書7通を作成し、記名押印の上、各1通ずつを保管する。協定締結の日は平成26年1月23日でございます。

以上、奈良県広域消防組合に関する平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町に係る協定書についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3) 臨時職員の賃金の改定について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 臨時職員の賃金改定についてご説明をさせていただきます。

臨時職員の賃金につきましては、奈良県の最低賃金や民間の動向、そしてまた、近隣市町村の状況を見る中で改定を行っているところでございます。

奈良県の最低賃金につきましては、平成25年度に11円の引上げが行われており、これらの状況等を見る中で、今回の改定を行うものでございます。

その改定内容につきましては、お手元にお配りをいたしております資料の4によりご説明をさせていただきたいと存じます。資料4をご覧ください。

1. 改定内容についてであります。本町臨時職員それぞれの職種において、時間給20円、日給160円、月給3,200円の引上げを行うものでございます。ただし、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員の賃金については除くこととしております。

次に、2. 施行期日についてでございますが、平成26年4月1日から施行することとしております。

次に、資料の3つ目には、職種ごとの改定の状況をお示ししております。太字でお示しをしておりますのは改定後の金額、そして括弧内は引上額をお示しをしております。なお、この改定により、約550万円の

増額となる見込みでございます。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 20円の値上げというのは、最低賃金が11円上がったから、その上で20円上げられたということで理解できてんけど、日給は20円の8時間で160円いう計算できるねんけど、月給の人ちゅうのは大体20日平均なんかな。20日ぐらい、いきいきの里でも、まあここ担当常任委員会ちゃうけど、支払いしてくれてはる総務課いてはるさかい聞くねけど、20日平均ぐらいなんかな、月給の職員さん。

総務課長 20日平均ということで、計算をさせていただいております。

中川委員 ちゃうがな。20日平均で計算してくれてはるのはわかったるねん。実際職員さん、20日平均、出てはる職員さんの日数聞きたい。

委員長 乾総務部長。

総務部長 月30日のうち、基本的には土日が休みということでございますので、土日引きますと大体20日ぐらいということで、一月に20日の勤務ということでございますので、月額で言いますと3,200円をアップさせていただいたということでございます。

中川委員 役場庁舎は土日休みなのはわかったるねんけど、さっき言うたように、ここ担当課いはらへんけど、いきいきの里の職員さんなんかやったら、支払いしてはる課としてわかってますかということを知りたいねん。あそこ土日休みちやいますやろ。

総務部長 当然、週の勤務時間というのは決められておりますので、その時間に

合うように、平日で、月曜日は休館ということでございますので、月曜日休んでいただく、そしてそれ以外にもう1日、別の曜日で休んでいただくということで、一週間の中で調整をしていただくということでございますので、平均して20日ぐらいということでございます。

委員長 ほかにございませんか。 小林委員。

小林委員 臨時職員の賃金の改正にあわせて委託料の金額も変わることもあるかと思うんです。ほかの部署ではそういうこともあったんですけども、となってきましたら、総務課の所管する関係で、委託料の関係で、臨時職員さんの賃金が、例えば法隆寺駅前の駐輪場、ああいう関係で、総務課が所管する関係で、これにあわせて委託料が、単価が変わるということは、委託先ってあるんですかね。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政
課長 今ご質問の駐輪場なんですけども、総務課のほうが所管しておらずに、環境対策課のほうが所管しておりますので、ちょっと委員会での所管ではないのかなと思うんですけども、委託料、そもそもの基準といいますか単価というのが、最低賃金云々という部分でもないものもございしますので、そのあたりはそれぞれの所管のほうで積算させていただいてるところでございます。

小林委員 だからほかの担当部署でということでお話させていただいたんですけども、ということは総務課の所管するところでは、これに伴って来年度の委託料が変わるということはないという認識でいいですね。

委員長 小城町長。

町 長 そういう今、駐輪場の関係等については、これは障害者の福島さんという方が、障害者にぜひともこれをやってほしいということで、ぜひと

もまあこれ。それで障害者の関係についてやっぱり維持をしていくという
ことをございますから、賃金等についても了解をいただいていると思
っております。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっとこれ僕、わからんの、理解できていないんです。1枚目の一
番下、一般事務、公民館事務職員、技能労務職員というふうなことで9
70円と990円ですね。それで裏面の一番下、一般事務職、技能労務
職の職員等810円から830円。これはどう違うんですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 表面のところにですね、一番下の括弧書き、「ただし、一般事務及び
技能労務職員については月給のみ」ということをございますので、一般
事務職、技能労務職員の月給の方はこの欄を適用して、それで時間給と
日給についてはこの裏面の一番下のところを適用するということをござ
いますので、時間給、日給については、時間給830円、日額は6,6
40円ということをございますので。それで月給の場合だけこの月給の
欄を、表面の月給の欄を使うと、15万1,300円になるということ
をございます。

嶋田委員 あのね、ほんだら、月給のところだけ書きゃええんでね。こんな二
重いうの、これどう。月給の人はほんだら高いわけでっか、時間給。時
間給掛ける8掛ける20日ですか、そういう計算ではないわけです。さ
っき20日で計算する言うてはったけど。これ、どうなってます。ほな
気に入った人だけね、この高いあれでするわけでっか。その差いうのは
どうなってますの。

総務部長 この欄につきましてはね、ふれあい交流センターいきいきの里あるい
は老人憩の家あるいは手話通訳者の時間給、日給、月給を表しておりま

すので、今、一般職で月給というのは今、適用しておりませんので、一般職については今、時間給、日給だけということでご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 理解していただきたいって、いや、そこら辺が理解でけへんのですわ。ほんならその今おっしゃったね、ふれあい交流センターいきいきの里、老人憩の家、手話通訳者やったらそれだけ書きゃええんちゃいますの。

総務部長 過去にこういう形で月給で適用していたものがございましたので、今現在は一般事務は適用してないということがございますので、ちょっとこの辺のところ、混乱を生じるということがあるかわかりませんので、整理をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

嶋田委員 整理するのは結構です。そしたらそれまた報告していただけるわけですか。これ一応出していただいているから、納得のいく整理の仕方、お願いしますね。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時53分 休憩)

(午前9時56分 再開)

委員長 再開いたします。

そうしましたら、今、委員からご意見あったような形で、また次回の委員会の中できちっと整理した形のものをまた報告いただきたいというふうに思います。

ほかに委員の皆さんからございませんか。

(な し)

委員長

そうしたら、私のほうからも1点お尋ねしたいんですけども。

今回、最賃が引き上がったことよって、その反映をされると。単価が、時給単価等上がることについてはいいことだというふうに思うんですけども、これまでからボーナスについても、以前引き下がる前の基準に戻していくべきだということでご意見申しあげてきたんですけども、この点については、今回改定はされないんですかね。池田副町長。

副町長

ここに要綱改正ありましたように、それには入っていないです。ここには載っていないので。

それで、以前3から、今2.2に戻っております。それで、いろいろやっぱり今日までいろいろなところからも意見がございます。ただ、1点申しあげたいのは、3.0のときの一般職のボーナス、期末手当、勤勉手当含めまして、約5.1か月でしたかな、ありました。もう今、3.95になっております。もう約8割弱、8割ちょっと切った金額になってきております。それで、近隣の状況を見る中でも、やはり臨時職員さんのボーナスというのは、決して斑鳩町も低い水準ではないということをご理解をいただきたいと思います。今回これをね、上げさせていただいて、約550万円の増額となってきておりますので、やはり社会情勢、また町財政を見ながらいろいろ検討して、考えていきます。

委員長

それぞれの状況も見ながらもちろん判断はしていただくんですけども、特にですね、心配するのは保育士さんですね。全国的にも仕事内容と給与とがなかなか見合わないということで保育士の資格を持っていながら保育士の仕事をされないという方がいっぱいいてはって、それで実際に保育士さんが足りていないという状況もありますので、だからまあそういうところはきちっと臨時職員さん、今まあ保育園で言いますと、正規の保育士さんよりも臨時の保育士さんのほうが多いという状況があって、まあそれ自体も改善していくべきだというふうに思うんですけども、それでもやっぱり臨時職員さんに頼らざるを得ないという状況もありますので、きちっと臨時職員さんが確保できるということで、実態も見ていただいて検討もしていただきたいというふうに申しあげておきたいと思

います。

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、次に、(4)平成26年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(4)平成26年度税制改正大綱(地方税関係)の概要につきまして、ご報告を申しあげます。

本日ご報告を申しあげる内容につきましては、昨年12月に国において取りまとめられました平成26年度税制改正大綱のうち、地方税に係るものを抜粋して、その概要を説明をさせていただきます。

資料5の1枚目をご覧いただきたいと思います。

初めに、個人町民税に関する改正内容でございます。

1つ目の給与所得控除の見直しにつきましては、所得税法が改正されることに伴い個人町民税に自動的に影響するもので、給与所得控除の上限について段階的に見直しを行うものでございます。

給与所得控除については、給与所得者の必要経費にあたるもので、給与収入に応じ、給与所得控除、必要経費も段階的に大きくなり、現行の制度では、給与収入が1,500万円を超えますと、給与所得控除は上限の245万円となっております。

今回の改正では、平成29年度については、給与収入が1,200万円を超える場合は給与所得控除額を230万円に、30年度分以後については、給与収入が1,000万円を超える場合は給与所得控除額を220万円に引下げを行うもので、給与収入が1,000万円以下の方については、これまで通りの給与所得控除となります。

本改正に伴う町税への影響につきましては、平成25年度の課税状況のデータから試算をいたしますと、平成29年度では約125万円の増収、平成30年度では約290万円の増収となります。

次に、2つ目の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例

の延長についてでございます。

これは、農業を営む個人等が、肉用牛を家畜市場、中央卸売市場等で売却するなど一定条件を満たしたものにつきましては、1頭あたり100万円未満であれば年間の売却頭数が1,500頭まで住民税を免除するもので、現行、平成27年度までの適用期限を、平成30年度まで3年間延長するものでございます。本町での本特例措置の対象者はございません。

続いて、資料の裏面にお移りいただきまして、法人町民税に関する改正内容でございますが、地方法人課税における偏在是正として、①法人住民税法人税割の税率改正及び②地方法人税、こちらのほうは国税になりますけれども、地方法人税の創設でございます。

これは、消費税率8%段階におきまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための改正で、具体的には、地方交付税不交付団体では、地方消費税の引上げ分がそのまま財源超過額の増となる一方で、交付団体では、社会保障関係費の支出増を上回る地方消費税の増収分は、臨時財政対策債等の減少と相殺されるため、基準財政需要額に対する財源超過額等の割合で示される財政力格差がさらに拡大することから、法人住民税の法人税割について、市町村分2.6%、道府県分1.8%、あわせて4.4%の税率を引き下げ、引き下げた4.4%分の税を地方法人税として国税化し、地方交付税として、地方交付税不交付団体を除く団体に対して再配分を行うものでございます。

適用につきましては、平成26年10月1日以後に開始する事業年度からとなることから、実質的な影響は平成27年度からとなります。

本改正に伴う影響につきましては、平成24年度の決算ベースで試算をいたしますと、法人町民税で845万円の減収となりますが、地方交付税で再配分されますことから、実質的には増収となる見込みでございますが、地方交付税の算定基準については現時点では判明をしておりません。

次に、固定資産税に関する改正内容でございます。

1つ目の新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を延長につきましては、新築住宅の居住用部分の床面積が120㎡までの部

分につきましては、一般住宅は3年間、耐震性、劣化対策など一定の基準を満たした長期優良住宅では5年間、固定資産税額の2分の1を減額措置することについて、現行、平成26年3月31日までの適用期限を、平成28年3月31日まで2年間延長するものでございます。

平成25年度の課税状況では、戸数で579戸、税額で2,550万円の減額措置を行っているところでございます。

次に、2つ目、固定資産税の課税標準の特例措置を見直しにつきましては、耐震診断を義務化された大規模建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額、浸水想定区域の地下街等の所有者等が浸水防止設備を取得した場合の固定資産税の減額等、特例措置の見直しを行うものでございますが、平成25年度の課税状況のデータからいたしますと、本特例措置の対象者はございません。

次に、軽自動車税に関する改正内容でございます。

今回の改正は、普通自動車との格差是正と自動車取得税廃止に伴う財源の確保を図るため、軽自動車税の税率を見直すものでございます。

1つ目の原動機付自転車、二輪及び小型特殊自動車に係る税率の見直しにつきましては、小型特殊自動車のその他を除きまして税率を約1.5倍に引き上げた上で、最低税率を2,000円とし、表にありますように、50cc以下と50ccを超え90cc以下の原動機付自転車については、現行それぞれ1,000円、1,200円が新税率では2,000円に、90ccを超え125cc以下の原動機自転車については1,600円が2,400円に、以下、表のとおりとなります。

小型特殊自動車のその他については、4,700円が5,900円となります。

適用につきましては、平成27年度分以後からとなります。

次に、2つ目の軽自動車に係る税率の見直しにつきましては、平成27年4月1日以後に新規取得される新車から、乗用自家用につきましては1.5倍、その他の車両については約1.25倍に、それぞれ表のとおりとなります。

また、環境負荷への低減から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車につきましては、平成28年度から約20%の重課を行うこと

とし、表のとおり、三輪は4,600円、乗用自家用は12,900円、営業用は8,200円、以下、表のとおりとなっております。

具体的な新税率の適用につきましては、次のページで乗用自家用の軽自動車を例に整理をさせていただいております。

まずこちらの1つ目でございますけれども、平成26年2月現在、軽自動車を所有している場合で、その車両が平成20年度中に新車として購入されたものでありますと、当面、現行税率の7,200円となりますが、新車登録から13年を経過する平成34年度からは重課税率が適用され、12,900円となります。

2つ目は、平成26年5月に新車に買い換えた場合は、現行税率の7,200円が13年間適用され、14年目の平成40年度から重課税率の12,900円となります。

3つ目は、平成27年5月に新車に買い換えた場合は、買い換えた翌年度の平成28年度から改正後の税率が、10,800円が適用され、13年経過後の平成41年度から重課税率12,900円となります。

4つ目は、平成27年5月に平成20年度中に新車として販売された中古車を購入された場合は、当面、現行税率の7,200円が適用されますが、新車登録から13年経過後の平成34年度から、重課税率の12,900円となります。

本改正に伴います町税への影響につきましては、現在の登録の軽自動車等の状況で、全て新税率の適用を行った場合で試算をいたしますと、本年度の軽自動車税の現年度の課税調定額は約3,800万円が、新税率改正後約5,800万円となり、2,000万円の増収となります。

ページを1枚お戻りいただきまして、最後に、その他でございます。その他法令の改正による条文整理等所要の改正についてでございます。

今回の税制改正におきましては、地方税法を初め所得税法、租税特別措置法等の様々な法令改正が予定されていますことから、これらの法令改正におきまして、条番号、項番号等の繰上げ、繰下げ、条文の整理等も見込まれますことから、町税条例におきましても、法令の改正に伴う引用条文の整理を見込んでおります。

施行日につきましては、関係する法令の改正内容の詳細について、今

後確認作業を行ってまいります。法令の施行日に町税条例の施行日を合わせる必要がございますことから、日切れ法案を初め一部の条文整理につきましては、本年3月31日付けで専決処分させていただくこととなりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度税制改正大綱（地方税関係）の概要説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうでしたら、ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございますか。 黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから、職員採用試験の結果についてご報告申し上げます。
職員採用試験の結果についてでございますが、一般事務職5名、保育士3名、幼稚園教諭1名、保健師1名の計10名の採用を内定させていただきましたが、一般事務職のほうで1名の辞退者が出ている状況でございます。なお、採用につきましては、平成26年4月1日付けの採用としております。簡単ではございますが、職員採用試験の結果についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかに報告しておくことがございますか。 山崎教委総務課長。

教委総務課長 各学校のインフルエンザによります学級閉鎖の状況についてご報告申し上げます。

まず、斑鳩小学校におきましては、2年3組において、在籍者数24名に対しまして10名の欠席者がありましたことから、2月4日から6日までの3日間、そして、3年2組において、在籍者数28名に対しまして15名の欠席者がありましたことから、2月11日から13日まで

の3日間、学級閉鎖を行っております。また、今週に入りまして、4年4組、在籍者数29名に対しまして7名の欠席者がありましたことから、2月18日から20日までの3日間、学級閉鎖を行っております。

次に、斑鳩東小学校におきましては、4年1組において、在籍者数30名に対しまして9名の欠席者がありましたことから、2月5日から7日までの3日間、学級閉鎖を行っております。また、2年1組において、在籍者数24名に対しまして8名の欠席者があり、さらに、2年3組においても、在籍者数27名に対しまして10名の欠席者がありましたことから、2月13日から15日までの3日間、学級閉鎖を行っております。また、6年1組において、在籍者数26名に対しまして8名の欠席者がありましたことから、2月15日から18日までの4日間、学級閉鎖を行っております。

なお、学級閉鎖につきましては、インフルエンザと診断された児童・生徒の欠席率が学級の15%から20%程度に達した場合、学校医と相談する中、感染拡大の防止を優先に考え、学級閉鎖の判断を行っております。

現在、各学校と幼稚園のインフルエンザはやや増加傾向にありますが、養護教諭や担任教諭を中心に、園児・児童・生徒のうがいや手洗いの励行や保護者への保健だより等によるお知らせ、児童・生徒や教職員の健康状態の把握に努め、引き続き感染の予防と防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに報告していただくことはございますか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今、報告のありました2点について、委員の皆さんのほうで何かお尋ねになりたいことはありますか。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと教えてください。学級閉鎖した場合にね、同じ学年で授業の

遅れが出てきますよね。その場合、今やったら春休み等に補習授業やられるわけなんですか。

教委総務課長 学級閉鎖によりまして授業の時間数の減った分につきましては、いわゆる補習授業を行うなどによりまして時間数を満たしていくということになります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしたら私のほうでもちょっと1点お尋ねしたいんですけども、職員採用試験の結果について報告いただきましたけど、これまでから定年退職と中途退職を含めてですね、辞める方のほうが多いという状況が続いてきているということで心配申しあげてきたんですけども、今年度、見込みも含めてですね、の状況としては、どんなふうになるんですかね。黒崎総務課長。

総務課長 平成25年度の退職予定者でございますが、現在のところ全体で11名というふうな状況になっております。

委員長 そうするとやっぱり職員さんの数が減ってしまうということになるんですね、来年度も。これまでいろいろな工夫をお願いしてきた中で、職員採用の試験の日を調整していただくとかいうことで、なるべく辞退者を減らそうということで努力をされてきているような話は聞いていますけども、今回この1名、辞退出はった人って、理由はどんな理由とかわかるんですか。

総務課長 採用試験、町のほうですね、公職を希望して受験をされたというところでございますが、改めて別のところですね、採用決定がされたということで、考えた結果、そちらのほうへ行かせていただくというふうなこ

とございました。

委員長

それはね、本人さんの希望ですからしょうがないんですけども、やっぱりなかなかね、せっかく採用が決まってもほかのところに行ってしまう方とか、そもそもそれで職員さんがどんどん減っていている状況というのは、やっぱりこのまま続くと、町のほうとしても住民サービスを維持するのに支障が出てくるのかなということで心配しています。町のほうでもなんとかね、やっぱりふやそうという思い持ってやっていただいているというふうには思うんですけども、ちょっとなんとかこの状況をね、改善していかないといけないなというふうに思っていますんで、これについても、今ここでどうすればいいという結論は出ませんが、そういう心配をしているということだけ申しあげておきたいと思います。 小野委員。

小野委員

今の委員長のに関連してなんですがね。昨年も同じようなことがあったように、辞退者がおられたというようなことを聞いておりますねんけど。ちょっとはっきりした確認は取れていないんですがね、県の教員採用についてはね、次点者というんですかね、発表があつて、その次点の方には何位だったというようなことも通知があつて、もし辞退者があった場合には採用しますよというようなことで通知されているようなことを聞いております。

今、委員長も言っていますように、11人の予定者がいて、まあ10人採用、合格者出したけど、その内の1名が辞退するという。そうしたらやっぱりなんぼでも職員数が減っていくのではないかと思いますし、私もそれは心配していますねんけど、そういう制度は取り入れていくことはできないんですか。

委員長

池田副町長。

副町長

補欠の制度なんですけども、以前も、数年前、何年かやったことあるんです。その年度によって、やはり3次試験やりますわね、最終やって、

合格者と次点の差がやっぱりちょっと開きある場合については、補欠にとってないわけです。ただ、これが接近していたりした場合は、補欠ということで考えていっておりますので。それらについても考えながら、平成26年度についても、それらを考えて採用試験を実施していきたいと考えておりますので。

小野委員 26年度はまあこれ、辞退者そのまま、1名予定から減らした状態で採用していくということでよろしいんですかね。それでまあ、今、副町長言うように、点数でも近い人、もう一度あんな採用という形で、という形も考えられると思いますので。まあ、臨時職員で補っておられるんだと思いますが、臨時職員はあくまでもやはり、どう言うんですか、臨時職員の方ですから、やはりやり方もちょっと違うと思いますし、やっぱり組織ですから職員定数に合致しているのが必要ではないかなど、そのように思っていますので、ぜひとも補充していくべきではないかなど、そのように思っていますので、よろしく願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、以上をもって、各課報告事項については終わります。続いて、3. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、その他についても、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長 それでは、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。
 どうもお疲れさまでした。

(午前10時23分 閉会)